

別表2-5 (公益財団法人とくしま産業振興機構 創業セミナー)

【拡充・特定創業支援事業】

市町村以外の者が実施する創業支援事業

実施する者の概要	
(1) 氏名又は名称	公益財団法人とくしま産業振興機構
(2) 住所	徳島県徳島市南末広町5番8-8号
(3) 代表者の氏名	理事長 酒池 由幸
(4) 連絡先	総合支援部 副部長 住友 健、主任 出葉 真悟 電話 088-654-0103 FAX088-653-7910
創業支援事業の目標	
<ul style="list-style-type: none"> ・公益財団法人とくしま産業振興機構は、県内全市町村在住者に対し、定員20人として4回の講義を集中的に行う「創業セミナー」を県東部・県南部・県西部にて開催する。 ・当機構ではこれまで平成18年度より「起業力養成講座」を徳島大学と共同で実施している。ただし本講座は、徳島市内で開催していること、平成29年度より下半期開催へと改められたことから、県南部・県西部地区及び上半期の支援が不足している。 ・そこで、「創業セミナー」を県東部・県南部・県西部の市町村及び市町村と連携する商工団体等と連携して実施し、受講者40名(県東部20名、県南部10名、県西部10名)から12人の創業実現を目指す。 ・本町においては、在住者に対して窓口や広報による周知活動の実施により受講者の掘り起こしに努め、第二創業への機運の醸成を図り、年間3人の受講と、うち1人の創業を目指す。 ・支援対象者数 年間3人(松茂町目標)、創業者数 年間1人(松茂町目標) 	
創業支援事業の内容及び実施方法	
<p>(1) 創業支援事業の内容<創業セミナー>【新規・特定創業支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な創業ノウハウから実践的なマーケティングや事業計画まで幅広く、創業に必要な知識を網羅した「創業セミナー」を開講し、創業を希望する者の経営力のレベルアップを目指す。 ・「創業セミナー」は東部地区、南部地区及び西部地区において開催する。 ・講師として、中小企業診断士・税理士等の士業、創業コーディネーター等により実施する。 ・経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識を身につけることができる内容とし、全4回(1回2時間)以上の講座を、1ヶ月以上継続して実施する。 <p>セミナーの内容等は、毎年度見直すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「創業セミナー」のうち、本計画における「特定創業支援事業」の要件とする講座は、「経営、財務、人材育成、販路開拓」に関する必要な知識を習得でき、4回以上かつ1ヶ月以上の継続的な期間で実施するよう構成する。そのため講座の中から、上記知識が習得できる講座を選定し、各講座を4つの分類(【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】)のいずれかに事前に指定する(複数指定することも可とする)。 ・ただし、対象者が4つの知識のうち、事情等により一つでも受講できなかった場合は、別表2-4「個別指導事業」において、その指導内容や出席状況から、【経営】【財務】【人材育成】【販路開拓】に関するいずれかの知識を習得したことが確認できた場合は、上記「特定創業支援事業」の要件の一部を満たしているものとできる。その際は、「創業計画書」(カルテ)の該当欄に、その概要(指導年月日、指導内容等)等を明記する。これにより、支援内容の範囲や支援終了の判断基準を統一化するため、支援機関に関わらず、創業者が習得する知識の平準化を図る。 ・講座と分類等の予定については、次のとおり。なお講座の構成等は、毎年度見直すこととする。 <p>日時：2月～6月 場所：県東部地区、県南部地区、県西部地区 内容：</p> <p>1日目 創業の動機と心構えについて【経営】</p>	

- 2日目 事業計画書の作成、初期投資の資金作りについて【経営】【財務】
- 3日目 商品コンセプト、マーケティングの手法について【販路開拓】
- 4日目 ビジネスの基礎知識、税務、法務【財務】【人材育成】

(2) 創業支援事業の実施方法

- ・市町村役場と連携し、広報誌・ホームページ・パンフレット等での広報等により、広く県民及び市町村民や創業希望者に周知を図る。
- ・受講者名簿の作成等により、創業支援者数を管理・把握し、設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。
- ・受講者に対し、予め市町村役場を含む創業支援事業者との情報共有や創業の実態調査等に利用することを説明し、本人の了解を得たうえで、個人情報の提供を受ける。
- ・提供された個人情報をもとに、市町村役場と創業支援事業者は連携して、ヒアリング等によるフォローアップを適時行うとともに、創業者数等の設定した目標に対する事業の進捗状況を確認する。

<特定創業支援事業証明書発行手順>

- ・特定創業支援事業の募集時に、予め、本事業が特定創業支援事業であり、要件を満たし「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認できる者については、特定創業支援事業を受けた者として、支援があることを周知する。
- ・受講の申し込み時に、受講者名簿を作成し、受講希望者に実態調査や証明書発行に利用することを説明した上で、受講状況を把握する。
- ・特定創業支援事業終了後、特定創業支援事業者は、受講証明書（氏名、住所、連絡先、支援日時、支援内容、「経営・財務・人材育成・販路開拓」に関する必要な知識を習得したと確認した内容等を記載）を作成し、本人に発行する。
- ・証明書の発行は、市町村役場が本人からの発行依頼に基づき、上記受講証明書等で確認して行う。
- ・市町村は、受講証明書や免許証等を確認し、特定創業支援事業証明書の交付対象者であり、次の①～③のすべての資格を満たしていると確認できた場合に、特定創業支援事業を受けた者として特定創業支援事業証明書を発行する。
 - ① 4つの分類からそれぞれ1つ以上の講座を受講（4回以上）していること。
 - ② 4回以上かつ1ヶ月以上にわたる継続的な受講をしていること。
 - ③ 4つの知識を身につけたと認められること。
- ・証明書の発行後市町村役場は、申請書に記載された創業予定に基づき、創業の有無や実績報告等追跡調査を行う。

計画期間

平成28年12月26日～平成32年3月31日

※本計画変更による特定創業支援事業に関わる証明書の発行については、第11回認定日以降の申請が対象となる。